

教 高 第 1081 号

令和 6 年 9 月 18 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会

(公印省略)

反論書の追加資料の送付について

令和 5 年 7 月 31 日に提出された、行政文書部分公開決定処分（令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 721 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替える同法第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）の追加資料が提出されましたので送付します。

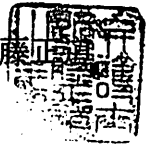


新潟県教育委員会 御中

令和6年9月6日

審査請求人代理人

弁護士 近藤



甲 号 証 証 拠 説 明 書

行政文書部分公開決定に関し、審査請求人が提出した反論書の別紙「背景事情」を裏付ける証拠書類の証拠説明を以下の通りである。

番号	標目	立証趣旨
甲 6	「部落探訪」事件 の原告 第1回準備書面	新潟県内の自治体と新潟県が「部落探訪」の削除を求めて再三にわたり新潟地方法務局に対し、文書で削除要請をしている事実また同旨の議会決議(新発田市)をしている事実。県内みんなが「部落探訪」の人権侵害を怒っている事実。

正 本

甲
第
6
號
證

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

第1回準備書面

2024年 5月 15日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 村 健 夫



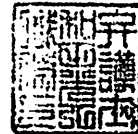
同 弁護士 近 藤 正 道



同 弁護士 和 田 光 弘



同 弁護士 上 野 祐



同 弁護士 細 野 希



本書面では、本件ウェブページの掲載をはじめとする被告らによるインターネット上における部落差別に関し、新潟県内の自治体が行ってきた対応について、主張を補充する。

第1 被告らの部落差別の拡散に対する行政の度重なる削除要請の歴史

被告らは、「全国部落調査」の出版及びウェブサイトへの掲載をはじめとする部落差別の拡散を企図する行動を模索し、これらが仮処分等の司法判断によって禁止された後も、インターネット上の様々なツール（YouTube や SNS）を活用した部落差別の拡散を継続してきた。本訴において削除を求めるウェブサイト「部落探訪」（現：曲輪クエスト。以下「部落探訪」と言う）もその一例であることは訴状において説明したとおりである。

このような被告らによる部落差別の拡散に対し、対象となっている新潟県内の自治体は、これが人権侵犯にあたるものとして、新潟法務局に対して削除要請を行う等の対応を継続して行ってきたものである。

以下、原告らの把握する新潟県内の自治体の対応を整理する。

第2 新潟県内の自治体の対応の具体的内容

1 新発田市の対応

- (1) 新発田市は、2016（平成28）年2月17日、新発田市長が新潟地方法務局長と面談し、「全国部落調査」等の削除を要請した。

その後、新発田市は、以下のとおり、「全国部落調査」をはじめとする被告らによる部落差別の拡散の行動に対し、新潟地方法務局長に対し、文書で、削除要請を行った。なお、部落探訪に言及した削除要請を証拠提出する（甲28）。

要請日	要請文書の表題等
2017（H29）年2月22日	「全国部落調査」の内容等の削除要請について（依頼）
2017（H29）年10月19日	全国部落調査の内容及び「同和地区 Wiki」の削除要請について（依頼）
2018（H30）年6月27日	「同和地区 Wiki」関連の削除要請について（依頼）
2019（R1）年9月9日	部落探訪 YouTube における差別的書き込みの削除要請について（依頼）

	(甲 28-1)
2019 (R1) 年 9 月 17 日	部落探訪 Twitter における差別的書き込みの削除要請について (依頼)
	(甲 28-2)
2020 (R2) 年 8 月 21 日	鳥取ループ@示現舎 Twitter における差別書き込みの削除要請について (依頼)
2020 (R2) 年 8 月 31 日	鳥取ループ@示現舎 Twitter における差別書き込みの削除要請について (依頼)
2020 (R2) 年 12 月 8 日	部落探訪 Twitter、YouTube における差別的書き込みの削除要請について (再依頼)
	(甲 28-3)
2021 (R3) 年 7 月 5 日	差別的書き込みの削除要請について (再依頼)
2022 (R4) 年 3 月 30 日	インターネット上における人権侵犯事象に関する要請書
2022 (R4) 年 11 月 17 日	差別的書き込みの削除要請について
2023 (R5) 年 3 月 3 日	差別的書き込みの削除要請について
2023 (R5) 年 3 月 29 日	Twitter における差別書き込みの削除要請について
2023 (R5) 年 8 月 22 日	神奈川人権啓発センター (鳥取ループ示現舎) の X (Twitter) における差別書き込みの削除要請について (依頼)
2023 (R5) 年 9 月 21 日	神奈川人権啓発センター (鳥取ループ示現舎) の X (Twitter) における差別書き込みの削除要請について (依頼)

3415

- (2) また、訴状 p 16 において主張したとおり、新発田市議会は、2022 (令和 4) 年 3 月 24 日、被告宮部による新発田市内の部落探訪に関し、新潟地方法務局長宛て「インターネット上の人権侵害事件に対し速やかな措置を求める意見書」を、全会一致で決議した (甲 29。なお、訴状では「甲 12」と記載したが、誤記であるから「甲 29」と訂正する)。

2 胎内市の対応

胎内市は、以下のとおり、被告らによるインターネット上の部落差別に対し、具体的なウェブサイトを示す方法で、新潟地方法務局長宛てに、削除要請を行った。

要請日	要請文書の表題等
2019 (R1) 年 8 月 23 日	ツイッター「鳥取ループ@示現舎」の削除要請

	について（依頼） ※原告新潟県連中条支部長の事務所の写真が掲載された Twitter に関する要望である。
2019（R1）年 9 月 17 日	インターネット（YouTube）「部落探訪」 ツイッター「鳥取ループ@示現舎」の削除要請について（依頼） (甲 30-1) ※書証の「別添」は、記事目録 2 (1)(2)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019（R1）年 10 月 7 日	ツイッター「鳥取ループ@示現舎」の削除要請について（依頼） (甲 30-2) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (5)(6)記載の部落探訪が Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019（R1）年 10 月 15 日	インターネット「部落探訪（YouTube）」「示現舎」の削除要請について（依頼） (甲 30-3) ※書証の「別添」は、記事目録 2 (1)(2)、同 4 (5)(6)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2020（R2）年 6 月 16 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について（依頼） (甲 30-4) ※書証の「別添」は、記事目録 2 (1)(2)、同 4 (5)(6)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2020（R2）年 10 月 5 日	ツイッター「鳥取ループ@示現舎」、インターネットの個人用ブログの削除要請について（依頼）
2021（R3）年 6 月 22 日	インターネット上の掲示板における差別的書込みの削除要請について（依頼） (甲 30-5) ※書証の「別添」は、記事目録 2 (1)(2)、同 4 (5)(6)記載の部落探訪が YouTube 及び被告会社のホームページにおいて掲載されていたウェブページである。
2022（R4）年 9 月 15 日	同上。 (甲 30-6)
2023（R5）年 3 月 8 日	インターネット上の掲示板における差別的書込みの削除要請について（依頼） (甲 30-7) ※書証の「別添」は、記事目録 5 (1)記載のウェブページである。

319

3 村上市の対応

村上市は、以下のとおり、被告らによるインターネット上の部落差別に対して、具体的なウェブサイトを示す方法で、新潟地方法務局長宛てに、削除要請を行った。

要請日	要請文書の表題等
2019 (R1) 年 8 月 30 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-1) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (9)(10)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019 (R1) 年 9 月 20 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-2) ※書証の「別添」は、記事目録 3 (1)(2)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019 (R1) 年 9 月 30 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-3) ※書証の「別添」は、過去に掲載されていた村上市内の被差別部落に係る部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019 (R1) 年 10 月 18 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-4) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (7)(8)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019 (R1) 年 10 月 21 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-5) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (9)(10)記載の部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2019 (R1) 年 11 月 22 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-6) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (13)(14)記載の

	部落探訪が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2020 (R2) 年 12 月 8 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼)
2022 (R4) 年 3 月 17 日	インターネット上における人権侵犯事象の削除について (要請) (甲 31-7)
2022 (R4) 年 9 月 8 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-8) ※書証の「別添」は、同和地区 Wiki において部落探訪が掲載されていたウェブページである。
2023 (R5) 年 3 月 6 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-9) ※書証の「別添」は、記事目録 5 (1) 記載の記事が YouTube 及び Twitter の方法で掲載されていたウェブページである。
2023 (R5) 年 9 月 13 日	インターネット上の掲示板及び SNS 等における差別的書込みの削除要請について (依頼) (甲 31-10) ※書証の「別添」は、記事目録 4 (7)～(16)、同 (19)～(22)、同 5 (2) 記載のウェブページである。

4 上越市の対応

上越市は、以下のとおり、「全国部落調査」をはじめとする被告らによる部落差別の拡散の行動に対し、新潟地方法務局長に対し、文書を送付または訪問して、削除要請を行った。

要請日	要請文書の表題等
2016 (H28) 年 2 月 25 日	インターネットに掲載された「全国部落調査」の削除要請について (依頼)
2017 (H29) 年 2 月 29 日	インターネット上のサイト「同和地区 Wiki」の削除要請について (依頼)
2019 (R1) 年 9 月 18 日	インターネット (Twitter、YouTube) 上の差別的掲載の削除要請について (依頼)
2020 (R2) 年 5 月 7 日	インターネット (Twitter、YouTube) 上の差別的掲載の削除要請について (再依頼)
2020 (R2) 年 10 月 5 日	インターネット (Twitter、YouTube) 上の差別的掲載の削除要請について (依頼)
2021 (R3) 年 5 月 13 日	インターネット (Twitter) 上の差別的掲載の削

	除要請について（依頼）
2022（R4）年2月9日	上越市長が新潟地方法務局上越支部を訪問して「インターネット上の人権侵害事象に関する要望等」を交付した。 (甲 32)
2023（R5）年3月13日	インターネット上の差別的掲載の削除要請について（依頼）

3/8

5 関川村の対応

関川村は、2023（令和5）年10月16日、記事目録4(23)(24)に関し、人権
 侵害事案として削除要請を行うよう求める旨の地方法務局長宛て「インターネ
 ット上の掲示板及びSNS等における差別的書込みの削除要請について（依
 頼）」（甲 33）を発出した。

3/1

6 他の自治体の対応

以上のとおり、記事目録に整理した部落探訪に係る自治体のほか、新潟県内
 の他の自治体も、以下のとおり新潟地方法務局長に対して、被告らによるイン
 ターネット上の部落差別に対し、要請を行っている。

要請日	自治体	要請文書の表題等
2022（R4）年6月3日	南魚沼市・ 魚沼市 湯沢町	インターネット上に掲載されて いる人権を侵害する情報に関す る要望書 (甲 34)
2022（R4）年10月19日	長岡市	インターネット上の人権侵害事 象に関する要望書 (甲 35)
2023（R5）年5月9日	小千谷市	インターネット上の情報の削除 に関する要望書 (甲 36)
2023（R5）年11月28日	糸魚川市	インターネット上の人権侵害事 象に関する要望書 (甲 37)

7 小括

以上のとおり、被告らの部落探訪による部落差別の拡散の被害を受けている

自治体（新発田市・胎内市・村上市・上越市・関川村）の全てが、人権侵犯事象として削除要請を求めており、一部の自治体については、首長が新潟地方法務局長と面談し、直接に削除要請を行っている。また、他の自治体も、部落探訪をはじめとするインターネット上における部落差別拡散の実態を深刻にとらえ、同様に、人権侵犯事象として削除要請を行っている。

さらに、新潟県についても、特定の地域を、インターネット上で、被差別部落であると流布する行為は、あってはならないものと考えているとし、モニタリングを行い、このような行為を人権侵犯事象であるとして、法務局に対して削除要請を行っている。新潟県知事は、新潟地方法務局長と面談し、協力して対応を行っていく旨の意見交換が実施されている（甲 38・知事答弁）。

このような新潟県及び県内各市町村の行動は、新潟県において、被告らの部落探訪による部落差別の拡散が、いかに重大な人権侵犯事象として認識されているかを示すものであり、記事目録記載の新潟県内の部落差別を一つ残らず削除する司法判断が求められているものと言える。

以上